

**環境保全活動の活性化方策のあり方について
(中間的取りまとめ)**

(案)

**中央環境審議会 総合政策部会
環境保全活動活性化専門委員会**

【目次】

はじめに	2
1．環境保全活動活性化の基本的考え方	2
（1）行政と民間団体の相互理解の促進と役割分担の明確化	3
（2）参加と協働のための基盤整備	3
（3）具体的な活動の展開	3
（4）地域からの環境創造立国	3
2．環境保全活動を促進する上での課題	4
（1）協働のためのルール作り	4
（2）ネットワーク化	4
（3）人材の育成・確保、専門性の養成	4
（4）資金の確保	5
（5）情報の提供	5
（6）参加人口の拡大	5
（7）海外への活動展開と海外からの受入	6
3．具体的施策の考え方	6
（1）地域における環境保全活動の促進方策	6
自主的な環境保全活動に関する計画	6
自主的な環境保全活動の中核となる組織体	7
自主的な環境保全活動の拠点	7
（2）自主的な環境保全活動を担う人材の育成・確保	7
多様な人材の育成・確保	7
NPO活動を支える人材の育成・確保の支援	8
（3）自主的な環境保全活動を支える資金・情報の提供等	8
地球環境基金事業	8
税制措置	9
情報の提供等	9
（4）環境保全活動活性化のための環境教育・環境学習の推進	10
（5）全国的な環境保全活動の活性化	10
（6）国際的な取組	10
【検討経過】	11
【環境保全活動活性化専門委員会名簿】	12

はじめに

我が国は、現在、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、自然との共生など多様な環境政策課題に直面している。これらの問題の多くは、国民一人ひとりの生活のあり方や通常の事業活動に根ざしており、その解決のためには、社会を構成する多様な主体が自らの問題として環境問題を捉え、自主的、積極的にその解決に取り組んでいく必要があると考えられる。

1990年代初めのバブル経済の崩壊以降、我が国の社会経済は大きく変動してきており、これは、私たちのライフスタイルや個人と社会の関わりについての価値観などの変化をも促進しているように思われる。このような変化は、社会を構成する各個人が、その経験やノウハウを用い、社会とのつながりを回復して、自己実現と社会貢献を果たし、生き甲斐を得ようとする傾向を強め、自主的な環境保全活動の活性化の素地となっている。このような個人の動きは、NPO等民間団体、事業者や地方公共団体の様々な環境保全活動の積極的な展開へとつながり、特に、公と民のあり方をも見直した新たな活動形態を生み出しつつある。

例えば、本年の通常国会で成立した改正地球温暖化対策推進法においては、住民、事業者、地方公共団体等が地域協議会を組織できる旨規定されており、NPOが協働（パートナーシップ）に基づいて日常生活における温室効果ガスの排出の抑制を進めていく主体の一つとして位置づけられている。また、同じく成立した改正自然公園法においても、地元の民間団体等が、国立公園、国定公園等の土地の管理団体として、土地の管理や利用者への情報提供等を行えることとされている。

また、1992年リオデジャネイロでの国連環境開発会議における「持続可能な開発のための人類の行動計画（アジェンダ21）」の策定を大きな契機として、国際的にもNPO等民間団体の環境保全活動が活性化し、その位置付けが大きくなってきている。本年8月末には「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」（南ア・ヨハネスブルグ）が開催され、持続可能な社会を構築するためには国民、事業者、民間団体との協働が必要不可欠だとの認識が国際的にも高まっている。

こうした中で、国民、事業者、民間団体、地方公共団体といった各主体が自主的な環境保全活動を実施するインセンティブを作り出し、基盤的条件を整備していくことが、現在直面している多様な環境政策課題の克服の方向性を明らかにするものと思われる。

1．環境保全活動活性化の基本的考え方

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などあらゆる主体が連携・協力して環境保全活動を実施することは、各主体が持っている人材、資源、資金等を最大限有効に活用できることとなり、より一層大きな環境保全効果が期待できる。このためには、社会の構成主体が、皆で積極的に参画し応分の責任を果たしていく必要があることを理解しなければならない。国としては、各主体の間で役割分担の明確化を図りつつ全体としてより効果が増すような取組が進むよう、社会・制度両面にわたる基盤を整備していく必要がある。

(1) 行政と民間団体の相互理解の促進と役割分担の明確化

従来は社会経済における環境保全活動の分野は大きく「公」と「民」に分かれており、「公」の部分を行政が、「民」の部分を事業者が担っていた。しかし、近年、社会経済の変化に伴い、民間団体が新たに社会経済の担い手として登場してきた。また、ボランティア活動の活発化に見られるように、国民も社会経済の表舞台で存在感を発揮し始めている。民間団体は多様なボランティア活動の核となりうるものであり、行政や民間企業だけでは担えないような新たな領域を民間団体に任せるべきと考えられる。

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国は、それぞれに社会経済の中で持てる能力、果たしうる役割が異なっている。これらの主体が効果的・効率的にその能力を発揮するようになるためには、互いの能力、長所や短所に対する理解を深め、共に協働して活動を行っていかうという基本スタンスに立った上で、協働に基づいた役割分担のあり方について共通認識を形成する必要がある。このためには、まず、環境保全活動に係る参画と協働のための共通目標を持つことが重要である。

(2) 参画と協働のための基盤整備

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国との役割分担に則って、各主体が自主的積極的に環境保全活動に参画し、また協働により取組を進められるよう、国や地方公共団体は、ハード・ソフトの両面での基盤を整備していく必要がある。

具体的には、参画と協働による環境保全活動を促進する上で必要と考えられる、人、資金、情報、技術、活動の場等に関するさまざまな面からの枠組みや条件について、基盤を整備することが必要である。

(3) 具体的な活動の展開

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などあらゆる主体の役割分担に基づき、参画と協働の基盤を用いて、各主体が自主的、主体的に具体的な活動を展開することが重要である。

様々な地域、分野、形態において具体的な環境保全活動を開始し、各主体が協働による活動を拡大していく必要がある。

(4) 地域からの環境創造立国

個々の環境保全活動は、地域に密着し、地域から広がっていくものが多い。地域の環境と地域住民の生活は密接不可分であり、幅広い地域住民が参加して、地域の環境をより良いものとしていかうとする環境保全活動は、良好な地域社会を創造し、地域の活性化を図る有効な手段でもある。

そのような環境保全活動が、小さな地域の枠を越えて、都道府県レベル、地方ブロックレ

ベル、国全体へとネットワークを広げ、大きな環を作って国民運動的なものとなっていくならば、良好な環境を創造しながら生き甲斐ある社会を作り上げる国づくり運動とすることができる。すなわち、地域から始まり、草の根から広がる「地域からの環境創造立国」である。

さらに、こうした環境保全活動が、(財)北九州国際技術協力協会に見られるように、国内にとどまらず、国際的な場にまで活動範囲を広げていくことも期待される。

2 . 環境保全活動を促進する上での課題

各主体において自主的な環境保全活動を実施していこうとの機運は生じつつあるが、環境保全活動の活性化を実現していくためには、次に述べるようないくつかの具体的な課題が存在している。

(1) 協働のためのルールづくり

民間団体が活動の規模・範囲を拡大していけない要因の一つには、行政や事業者が民間団体を事業の実施主体と必ずしも見なしていないためではないかとの指摘がある。民間団体の環境保全活動は、行政や事業者等との協働の下に行われることによってより効果的なものになり得るため、行政や事業者が民間団体と協働の下で事業を推進する枠組みを構築するなど、ルールの整備を進める必要がある。

また、行政については政策評価の動きが進んでいるが、民間団体の活動についても、活動自体や団体、人材について客観的に評価する方法とシステムが必要である。こうした仕組みを通じて、民間団体の信頼性が向上するとともに、民間団体同士が自由に競争する形となり、民間団体の間に活気が生まれてくることが期待される。

(2) ネットワーク化

住民や風土、自然環境等がそれぞれに異なる様々な地域の活動体の連絡・情報交流体制を構築し、環境保全活動のノウハウを共有していくために民間団体同士がネットワーク化を進めることは、それぞれの環境保全活動の幅を広げる上で非常に有効であるが、我が国ではあまり進んでいないのが実状である。多種多様な事例情報があれば、民間団体は、その中から選んだり組み合わせたりしてそれぞれの地域にあった活動形態を採用できる。

(3) 人材の育成・確保、専門性の養成

民間団体が、行政や事業者から協働の相手方として信頼されうるだけの基礎的能力を強化し、国民や事業者、行政から資金を効果的に集めるためには、民間団体の会計能力、広報・宣伝能力、情報収集・頒布能力、対外説明能力、環境保全上の課題の各分野に係る専門性、

政策提言能力等を強化することが必要である。これには、国や地方公共団体による公的な研修制度だけではなく、行政、事業者、大学等との間で人材交流を促進したり、NPO 活動に係る基礎的知識・認識を普及することで人材を集めたり、専門知識を有しそれを提供する意志のある企業退職者と NPO とを結びつけていく等、幅広い手法が考えられる。

人材については、現場で活動ができる人 環境保全活動のリーダーとなれる人 各種の活動をコーディネートできる人 といった人材が育成される必要がある。これらに加え、行政、民間団体、事業者等の各主体を協働させるための調整役としてのコーディネーターも必要である。人材育成の過程では、講義だけでなく現場で実際に協働に携わる活動経験も取り入れることが重要である。また、環境保全上の課題についての視野を全国的・分野横断的に広げることで政策提言能力の強化を図っていくことが望ましい。

(4) 資金の確保

民間団体の活動を制約している大きな要因は、事業費や組織運営費（事務管理費）の不足である。民間団体の地域における環境保全活動は、当該地域で広報・宣伝活動を行って地域住民の支持・支援の下で展開していくのが本来の姿である。しかし環境保全活動が効果を現し地域住民の支持を得るまでには相当な時間を要することから、それまでの立ち上げ期を中心に、民間団体の資金確保のための方法の充実が望まれている。

また、民間団体等が、環境保全活動を事業として実施することにより、資金を確保する方法について考慮する必要がある。

(5) 情報の提供

環境保全活動に必要な資金を得るための基金・補助金の情報、具体的な環境保全活動の事例等、環境保全活動を促進する上で有益な情報を、利用しやすい形で提供することは、活動の範囲・規模の拡大に大きく貢献する。具体的な手段としては、パソコン等必要なインフラを整備しインターネットの活用を図るほか、民間団体同士の情報交換の場を設定すること等が考えられる。

(6) 参加人口の拡大

民間団体等の環境保全活動を活性化させるためには、専門性を有する人材の育成にとどまらず、広く一般の国民の関心を高めその参加を促すことが必要である。このため、学校や企業等も含めた多様な場において環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の土壌を豊かにしていく必要がある。

また、家族全体で取り組むような活動や各個人が気軽に取り組める活動のためのツールを開発・普及したり、環境保全活動に取り組んでいる人たちにその成果が目に見えるようにすることで、活動の幅を広げていくことが必要である。

(7) 海外への活動展開と海外からの受入

民間団体の活動範囲は総じてあまり広くなく、活動が根ざしている地域の周辺で止まってしまうことが多い。しかし、地球環境問題への対応を図る観点からは、海外の現場で当地の民間団体等と連携・協力して環境保全活動を行ったり、海外の同様な民間団体を受け入れて協働して事業を行ったりすることが求められる。また、海外で活躍した企業 OB 等を我が国の民間団体に受け入れるなど、その経験やノウハウを活かしていくことも必要である。

3. 具体的施策の考え方

我が国においては、様々な自主的・自発的な環境保全活動が展開されている。例えば、NPO が中心となり、国民、事業者、地方公共団体を巻き込んで協働しながら、全国各地で里地・里山の保全を目的として様々な活動を展開している例、広域レベルで廃棄物の減量化やリサイクルの意識向上を通じて最終処分量の大幅減量、資源リサイクルの促進の一端を担っている例、自治体単位で中小企業でも少ない負担で運用可能な独自の環境マネジメントシステムの開発・普及に取り組み、地元企業の環境負荷の低減に寄与している例が見られる。このような活動は、環境を大事にしようという各主体の意識の高まりやそれを達成しようという使命感がそれぞれの立場で具体的な行動として発現したものと見える。

環境保全活動の活性化のためには、こうした国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の発意、熱意を生み出し、育てていくとともに、個々の活動の有機的連携を拡大し、国全体や世界的規模にも広がるよう、基盤を整備していくことが重要である。

(1) 地域における環境保全活動の促進方策

自主的な環境保全活動に関する計画

地域における各主体の環境保全活動は、あくまで各主体の発意に基づく自主的なものであるとしても、その活動がより大きな環境保全効果を上げていくためには、関係する主体の協力や参加を得て、広がりのある活動となっていくことが望まれる。

多くの主体の協力や参加を得るための仕組みとしては、地域における環境保全活動に関する計画を関係する主体の参画の下に策定することが考えられる。こうした計画づくりは、その過程で、多くの主体がそれぞれの環境保全活動のあるべき姿を議論していくことで、各主体が自らの役割を自覚し、地域ぐるみの活動へと発展させる良い機会になると考えられる。

計画策定に当たっては、二つのアプローチが考えられる。すなわち、行政単位を基礎として、当該地域における多様な環境保全活動全体を取りまとめて、実行計画を作る方式、河川流域やひとまとまりの自然環境地域を対象とし、あるいは広域的な地域の廃棄物・リサイクル対策等の特定の問題解決のために、対象地域の関係主体が集まって、各主体の環境保全活動の実行計画を作る方式である。

このような計画は、地域において自主的・主体的に策定し、実施していくべきものであるが、重要な環境政策分野である地球温暖化対策や循環型社会形成等の分野について、積極的な取り組みが行われることは高い環境保全効果が期待できるため、全国のモデル事例になるものについては、国としても支援を行うことが考えられる。

自主的な環境保全活動の中核となる組織体

の計画は、地域の各主体の参画の下で策定していくこととなるが、その場合、必然的に参画する各主体による協議会といったある種の組織が生まれることとなる。

このような組織を計画策定の際の一時的な組織とせず、計画に位置付けられた自主的な環境保全活動の実施をコーディネートし、支援する組織体とすることによって、地域における自主的な環境保全活動を、より円滑かつ効果的に実施できるようになる可能性がある。

この組織体が機能するためには、各種の活動をコーディネートし、組織体を運営する能力のある人材の配置が必要であり、また、地域の中に閉じこもることなく、他地域との情報・ノウハウの交換をはじめとして、地域外の人も参加できるような体制を確保することも重要と考えられる。

自主的な環境保全活動の拠点

様々な主体が環境保全活動を実施する上で、各主体の情報の交換や交流のための拠点、活動基盤が弱い主体のための活動の拠点を用意することが必要と考えられる。こうした拠点は、必ずしも新設する必要はなく、公民館や地域に整備されつつある市民活動サポートセンター、環境情報センター、さらには博物館やビジターセンター等の既存の施設を積極的に活用していくことが考えられる。また、環境省の地方環境対策調査官事務所の活用についても併せて検討することが必要である。

(2) 自主的な環境保全活動を担う人材の育成・確保

多様な人材の育成・確保

多様な環境保全活動が適切に実施されるためには、様々な知識や能力を有する人材が必要となる。具体的には、現場で実際の活動を行う人材に加え、環境保全活動を主唱・牽引するリーダー、環境保全活動について助言・指導を行う人材、各種の環境保全活動をコーディネートする人材など、幅広い人材を育成・確保する必要がある。

現在、環境省の環境保全活動に関わる人材に関する施策としては、環境保全活動について助言・指導を行える人材を認定・登録する環境カウンセラー制度や、地球温暖化防止活動推進員、自然公園指導員等の制度があり、自治体でも環境アドバイザーや環境リーダーの育成・登録、自然保護指導員の委嘱等の施策を行っている例が多い。また、民間団体においても環境保全活動についての研修会や体験型学習プログラムの実施等を通して多様な人材の育成が行われている。

このため、これら各施策の体系化を図り、総合的な人材の育成・確保を推進することが必要である。

環境カウンセラーは未だ全国で約3千人であり、全国的に環境保全活動を活性化するために十分な規模ではなく、その資質の向上のために必要な研修も必ずしも十分ではないことから、環境カウンセラー制度を基に、多様な人材を育成・確保する施策を検討する必要がある。同時に研修制度についても具体的に検討する必要がある。これらの人材は、例えば全国で10万人程度を育成・確保すれば環境保全活動の相当程度の活性化を図れると考える。また、人材の育成を行っている民間団体との連携の強化や支援方策の検討も必要である。

人材を継続的に確保していくためには、指導的立場に立つ人材が環境保全活動に職業として携わることができるようにすることも必要である。活動の対価をもらうことが難しい環境保全活動の分野にあっては、例えば、森林保全、里地里山保全等の行政が行う環境保全事業に、経験豊富な人材を雇用する方法も考えられる。

NPO活動を支える人材の育成・確保の支援

NPO活動を支える人材については、環境保全に関する専門的知識、組織マネジメント・コーディネート能力、会計能力、情報収集・発信能力、コミュニケーション能力、資金獲得能力、マーケティング能力等が求められており、能力の程度に応じた研修メニューが用意され、段階的に様々な能力を身につけられるような形で機会が提供されることが望ましいと考えられる。

このため、現在、地球環境基金の振興事業の一環として実施されている地球市民大学校事業によるNPOの人材育成事業を拡充することなどにより、上記の人材育成・確保施策を推進することが考えられる。

また、企業や行政、NPOの中には、上記の様々な能力を有している人材が多くいることから、その活用を図る施策を検討することも有効と考えられる。さらに、NPO活動に従事する人材を海外のNPOに一定期間派遣すること、企業、地方公共団体、国の職員がNPO活動に参加すること、NPOの職員が一定期間国や地方公共団体での仕事をする機会を設けることなどを通じて相互交流を図ることは、環境保全活動に係る各種ノウハウの獲得や相互の活動に対する理解の増進に有効であり、そのような施策の推進が望まれる。

(3) 自主的な環境保全活動を支える資金・情報の提供等

地球環境基金事業

平成5年に創設された地球環境基金は本年で10年目を迎え、13年度までで延べ1,740件、総額約6.2億円の助成を行うなど、民間団体の環境保全活動を支援する上で大きな成果を挙げている。しかし、基金への寄付金は思うように集まっておらず、また、昨年12月の「特殊法人等整理合理化計画」では、基金を環境事業団から公害健康被害補償予防協会の業務を承継する独立行政法人に移管するとともに、明確な政策目標を定めることや業務の縮減、重点化、第三者機関による評価の実施とその事業、予算配分への反映等を行うこととされ、その対象分野等の見直しが行われている。

一方、本基金に対する助成要望は件数、要望額とも高い水準にあるとともに、発展途上国の持続可能な開発に対する支援については、ヨハネスブルグサミットの準備会合等での議論等からも明らかなように、国際的にも NGO/NPO の役割がますます高まっており、その活動に対する助成等の拡充が求められている。

このため、地球環境基金の政策目標については国が示し、これに沿って、新たな独立行政法人が運営の中で、具体的な助成方針、助成計画等を明らかにすることが必要である。

助成の対象とする分野については、環境基本計画での重点項目やヨハネスブルグサミットでの結果等を踏まえたものとすることが重要である。また、助成の運用面についても改善していく必要がある。

中でも、発展途上地域における活動への支援については、我が国の国際的な役割を踏まえ、アセアン地域を中心とするアジア太平洋地域における活動を対象とし、ヨハネスブルグサミットで主要な議題として取り上げられる予定の環境教育や生物多様性、水環境等の分野に重点化することが考えられる。

税制措置

NPO 活動の大きな課題である資金の確保に関連して、既に認定された NPO 法人に対する個人寄付金の所得控除や法人寄付金の損金算入等の税制優遇措置が実施されているものの、対象となっている団体は現在全国で5団体にとどまり、このうち環境保全活動を実施している団体はない。NPO からは、認定要件のうち、総収入金額等に占める受入寄付金総額等の割合や広域性についての要件が厳しいと指摘されている。

自立的な環境保全活動を資金面で支えるためには、こうした税制優遇措置の拡充についても具体的な検討が必要である。

情報の提供等

各主体が協働して環境保全活動を実施するためには、活動の基礎となる情報の共有が不可欠である。

環境省では、このような見地から各種媒体や近年はインターネットを活用した様々な情報の提供にも努めており、特に平成8年に全国に先駆けて設置された地球環境パートナーシッププラザでは、民間団体や事業者の環境保全活動に関する情報の収集・提供を行い、民間団体や事業者と環境省との接点として一定の役割を果たしてきた。また、地方においてもNPOと協働で運営する情報提供施設が設けられるようになっている。さらに、本年8月に開催予定のヨハネスブルグサミットが一つの契機となって、海外への情報発信・情報交流が一層求められているが、これらの情報提供について必ずしも十分といえる状況にはない。

このため、環境教育や企業活動にも資する環境情報提供の拡充を図るとともに、地球環境パートナーシッププラザの情報提供・情報交流の機能の拡充強化や地方における情報提供施設等との連携、環境省の地方環境対策調査官事務所の活用等について検討を進める必要がある。

(4) 環境保全活動活性化のための環境教育・環境学習の推進

環境保全活動をより活性化させていくためには、国民一人ひとりには勿論のことあらゆる主体の環境保全の重要性に関する知識・理解を深めることに加え、それを持続可能な社会の実現を目指す具体的な行動や実践活動につなげていくことが必要であり、このような観点から体系的かつ総合的な環境教育・環境学習を着実に推進するための仕組みを構築していくことが求められる。その際には、多様な場に多様な機会が提供されていることとともに、家庭、地域社会、職場、学校等のあらゆる場に関わる者が相互に連携を深め、場、主体、施策を横断的、総合的につないでいくことが重要である。

このため、環境教育に関わる人材の育成・確保、場や機会の拡大、情報の提供やプログラムの整備等の具体的な施策を、地方自治体や民間団体、企業等との連携を強めつつ推進すること、中でも地域の環境教育・環境学習の実践に民間団体が大きな力を発揮できるよう、活動のための拠点の整備・確保や活動促進のための仕組みづくり等が必要である。

また、国及び地方自治体の行政全般においても、環境教育・環境学習に取り組むことが重要であり、環境行政と教育行政の連携を強化し、実効ある施策を展開していくことが求められる。例えば、生涯学習推進システムの中に環境保全に関する学習や体験活動の促進を位置付けるなど、家庭教育、学校教育、社会教育などの分野で環境保全に関する実践的な活動がより一層効果的に行えるようにするとともに、環境行政側でも、人材の育成・確保や情報の提供等、連携施策を展開することが必要である。

(5) 全国的な環境保全活動の活性化

個別地域毎あるいは個別団体毎の環境保全活動を全国で有機的に結び付けることにより環境保全活動を活性化するため、企業、労働組合、生活協同組合、農業協同組合等、全国的な組織を持つ団体や全国各地で具体的な環境保全活動を実践している団体等が参加して、全国的な連絡を行う組織体を設けるなど、相互の情報交流等を図ることが望ましいと考えられる。

(6) 国際的な取組

海外の民間団体、海外で活動する日本の民間団体への活動を支援するとともに、これらの団体等へ資金提供状況など必要な情報の提供をしていくことが重要である。

このため、各種の基金やODAに加え、地球環境基金を活用するとともに、地球環境パートナーシッププラザの情報発信機能の強化を図る必要がある。

【 検討経過 】

- 4月12日 環境大臣から中央環境審議会に「環境保全活動の活性化方策について」諮問
- 4月17日 総合政策部会に環境保全活動活性化専門委員会を設置
- 4月22日 第1回環境保全活動活性化専門委員会
- 4月23日～5月22日 「環境保全活動の活性化方策」に関する意見募集
- 5月20日 環境保全活動活性化方策に関する地方ヒアリング（大阪）
- 5月24日 "（名古屋）
- 5月28日 "（福岡）
- 5月29日 "（仙台）
- 6月14日 第2回環境保全活動活性化専門委員会
- 6月21日 第3回環境保全活動活性化専門委員会
- 6月28日 第4回環境保全活動活性化専門委員会

【環境保全活動活性化専門委員会名簿】

飯田浩史	産経新聞社論説顧問
岡島成行	大妻女子大学教授
小澤紀美子	東京学芸大学教授
清水英男	聖徳大学教授
杉浦正行	全国市長会評議員（愛知県安城市長）
世古一穂	特定非営利活動法人 NPO 研修・情報センター代表理事
鳥井弘之	日本経済新聞社論説委員
廣野良吉	成蹊大学名誉教授
藤井絢子	滋賀県環境生活協同組合理事長
藤村宏幸	株式会社荏原製作所代表取締役会長
榊井成夫	読売新聞社論説委員
三橋規宏	千葉商科大学教授
村上忠行	日本労働組合総連合会副事務局長
村杉幸子	財団法人日本自然保護協会理事
山本文男	全国町村会長（福岡県添田町長）
横山澄夫	静岡県環境森林部技監
横山裕道	毎日新聞社論説委員

（敬称略、50音順、 は委員長、 は委員長代理）